

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン
(第 2 版)**

全日本ホテル旅館協同組合

**令和 2 年 2 月 10 日
(令和 2 年 6 月 5 日改訂)**

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインについて

本ガイドラインは、令和2年2月14日に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回：令和2年2月16日～第15回：令和2年5月29日）における状況分析及び提言と、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症対策の見解により、令和2年2月10日に組合員ならびに、宿泊業界に対して通達、公開した、当組合のガイドライン「新型コロナウイルス感染症対応指針」に対して加筆し、作成したものである。

2. 旅館業法上の注意点

旅館業法第5条の定めにより、以下の内容以外の事由で宿泊拒否を行う事は出来ません。（以下、旅館業法第5条より抜粋）

- ①宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- ②宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

③宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
新型コロナウイルス感染症に関して、①番の「明らかに認められるとき」という条文通り、「感染の疑いがある」という事由だけでは、宿泊拒否は出来ないという点にご注意下さい。（旅館業法違反となり、罰則対象です）
旅館業法第5条違反の場合、50万円以下の罰金刑となり、何よりも罰則を受けたという事実が残ってしまう為、十分にご注意下さい。

3. 感染が疑われる事案が発生した場合

宿泊客や従業員から、以下のいずれかに該当する旨の申し出、または症状があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所へ連絡し、その指示に従うこと。

- ①発熱 37.5℃以上かつ、呼吸器の異常症状が見られた場合。
- ②軽度の発熱や咳などの軽い風邪の症状の場合でも、その症状が続く場合や、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方の場合。

4. 感染が疑われる対象者に対しての施設内対応について

①個室での待機

- ・対象者が他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼して下さい。
- ・同室者がいれば他室への移動と待機を依頼して下さい。
- ・飛沫の飛散を防止するため、対象者及び同室していた者には、マスクの着用を求めて下さい。

②対応者の限定

- ・感染が疑われる対象者に対応する従業員の数を制限して下さい。
原則的に部門長等の責任者に対応して下さい。
- ・対応した従業員の健康状態をよく観察し、発熱や呼吸器症状が出た場合には、保健所職員まで電話連絡の上、指示を受けて下さい。

③対応する際の留意点

- ・対象者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用して下さい。
- ・対応後は、手洗い及びうがいを確実に行って下さい。
- ・使用後のマスク及び手袋は、ビニール袋で密閉する等、適正な方法で廃棄して下さい。

④施設内の消毒

- ・対象者が利用した場所で、手指が頻繁に接触した箇所の消毒を実施して下さい（ドアノブ・スイッチ類・手摺・洗面・便座・流水レバー等）
- ・次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）や消毒用アルコール（エタノール）により、清拭を行って下さい。

⑤リネン類の洗濯・消毒

- ・80℃で10分間等の条件で、熱水洗濯機での洗濯を行って下さい。
- ・熱水洗濯機が無ければ、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）への30分間浸漬等を行って下さい。
- ・リネン類の洗濯を外注している場合は、上記の処置が為されているか、確認を行って下さい。

5. チェックイン時の留意事項

① 宿泊者名簿の記載

- ・ 宿泊者に対して、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけて下さい。

② 宿泊者の健康状態の把握

- ・ チェックイン時に発熱・呼吸器症状の有無を確認して下さい。
- ・ 発症時には必ず宿泊事業者に申し出る様、伝えて下さい。
- ・ 体温計の貸し出し等、宿泊者の健康管理に積極的に協力して下さい。
なお、貸し出す際は、その都度消毒して下さい。

6. 感染防止対策について

- ・ 三密回避（集まらない・近づかない・閉め切らない）を徹底する。
- ・ 従業員も含め、宿泊者間の対人距離を 2m 以上確保する。
- ・ 多くの宿泊者が集中する施設での感染防止に重点を置く。
- ・ 施設内の消毒および換気を徹底する。
- ・ 宿泊客に対して手指の消毒等の協力要請を行う。
- ・ 従業員の健康管理を徹底する。
- ・ 常時、複数配置で使用する備品（机・椅子・便器等）に関しては、対人距離を保つため、遮蔽板等の利用や、備品の設置数自体を制限して、相対距離を確保する。
- ・ 不特定多数の人が接触する物品（ドアノブ・エレベータのボタン類 エスカレーターの手摺ベルト部位等）は特に定期的に消毒を行い、入口（エントランス部）や、ロビー、従業員用通用口等に、消毒用アルコール（エタノール）を設置し、消毒を促し、防疫に努める。
- ・ 一般的に手など皮膚の消毒を行う場合は消毒用アルコールが有効で、物体表面の消毒等には次亜塩素酸ナトリウムが有効であると言われておりますので、適宜使い分けを行って下さい。

※次亜塩素酸ナトリウム作成方法および注意事項は別紙参照。

参考資料：0.05～0.1w/v%（500～1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウムの作成方法

500ppm

次亜塩素酸 ナトリウム濃度	容器に入れる水の量					備考
	1ℓ	5ℓ	10ℓ	50ℓ	100ℓ	液状
1%	53cc	263cc	525cc	2,625cc	5,250cc	液状
3%	17cc	85cc	169cc	847cc	1,694cc	液状
6%	8cc	42cc	84cc	420cc	840cc	液状
12%	4cc	21cc	42cc	209cc	418cc	液状
60%	0.8 g	4.2 g	8.3 g	41.7 g	83.4 g	顆粒状

1,000ppm

次亜塩素酸 ナトリウム濃度	容器に入れる水の量					備考
	1ℓ	5ℓ	10ℓ	50ℓ	100ℓ	液状
1%	111cc	556cc	1,111cc	5,555cc	11,111cc	液状
3%	34cc	172cc	345cc	1,724cc	3,450cc	液状
6%	17cc	85cc	169cc	847cc	1,694cc	液状
12%	8cc	42cc	84cc	420cc	840cc	液状
60%	1.7g	8.3g	16.7g	83.5g	166.9g	顆粒状

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの濃度については商品に添付されている製品情報でご確認ください。
- ・ 取扱いの際はマスク、ゴム手袋、ゴーグルの直用をお願いします。希釈前の消毒液が皮膚や衣服についた場合は、直ちに水で洗い流してください。
- ・ 希釈した消毒液は時間が経つにつれて効果がなくなりますので、使うときに原液を希釈して必要な量だけ作り、作り置きをしないでください。
- ・ 特に酸性の強い洗剤と混ぜると有毒ガスが発生しますので注意してください。
- ・ 30℃のお湯で5分以上浸します。その際 60℃以上の熱いお湯で作業されると塩素の反応が激しくなり塩素ガスの発生がありますので注意してください。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムは有機物と反応します。リネンに便や血液に汚染されていると塩素濃度が極端に低下し、有効な終末遊離塩素濃度が 100ppm を下回り消毒効果を得られない場合があります。